

定 款

社 団 法 人 博 多 法 人 会

社団法人 博多法人会 定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人博多法人会(以下「本会」という。)と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本会の事務所は、福岡市博多区に置く。

第 2 章 目的及び事業

目 的)

第 3 条 本会は、法人企業の税務知識の普及に努めるとともに、あわせてよき法人企業の団体としての活動を通じて、適正な申告納税制度の確立と納税意識の高揚を図り、もって税務行政の円滑な執行に寄与し、これを通じて企業経営と社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 税務知識の普及と納税意識の高揚に資する各種の事業
- (2) 税制及び税法に関する調査研究並びに意見具申
- (3) 法人会会員の役職員の研鑽等会員企業の健全な発展に資する各種の事業
- (4) 地域社会への貢献等、社会の健全な発展に資する各種の事業
- (5) 機関誌並びに税務・経営関係各種資料の発行
- (6) 関係諸官庁並びに友誼団体との協調
- (7) 社団法人福岡県法人会連合会並びに各法人会との相互連携
- (8) その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

(会員の資格)

第 5 条 本会の会員たる資格を有するものは、博多税務署の管轄区域内に所在する法人(法人の支店、出張所等の事業所を含む。以下同じ。)で本会の目的及び事業に賛同するものとする。

(資格の取得)

第 6 条 本会の会員になろうとするものは、所定の申込手続により任意に入会することができる。

(会員の権利義務)

第 7 条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款および総会の決議に従う義務を負う。

(資格の喪失)

第 8 条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を失う。

- (1) 退 会
- (2) 解散または事業の閉鎖
- (3) 除 名

(退 会)

第 9 条 本会を退会しようとするものは、所定の退会手続により任意に退会することができる。

(除 名)

第 10 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により除名することができる。

- (1) 会員としての義務の履行を怠ったとき
- (2) 本会の名誉をき損し、または本会の目的に反する行為があったとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に総会で弁明の機会を与えなければならない。

(会 費)

第 11 条 会員は総会の決議を経て別に定めるところにより、会費を納入するものとする。

2 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

(会員の名簿)

第 12 条 本会は別に定める様式により、会員名簿を作成し、これを本会の事務所に常置するものとする。

2 前項の会員名簿は、会員に異動を生じたつど、これを訂正するものとする。

第 4 章 役 員

(役員の種類)

第 13 条 本会に次の役員を置く。

理 事 30 名以上 80 名以内

うち 会 長 1 名

副 会 長 7 名以内

専務理事 1 名

常任理事 若干名

監 事 2 名

(役員を選任)

第 14 条 理事および監事は、総会において会員たる法人の代表者または役職員のうちからこれを選任する。

2 会長・副会長・専務理事および常任理事は、理事の互選によりこれを選任する。

3 第 2 項により専務理事を選任することができないときは、会員以外から会長が指名し、理事会の議を経て総会の承認を得た者を専務理事にあてることができる。

(役員職務)

第 15 条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。
- 3 専務理事は、事務局を指導監督する。
- 4 常任理事は、本会の常務を審議処理する。
- 5 理事は、総会の決議に従い、本会の運営を協議執行する。
- 6 監事は、民法第 59 条の職務を行う。

(役員 の 任期)

第 16 条 役員 の 任期 は、就任後第 2 回目 の 定時総会終了の時に終る。ただし再任を妨げない。

2 増員または補欠のため選任された役員 の 任期 は、前項の規定にかかわらず、それぞれ現任者または前任者の残任期間とする。

3 役員 は、その任期が満了したのちにおいても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(役員 の 解任)

第 17 条 本会 の 役員 たるにふさわしくない行為があった場合、その他第 10 条第 1 項各号の一に類する事実があったときは、総会 の 決議によりその役員を解任することができる。

(役員 の 報酬)

第 18 条 役員 は、専務理事を除いて原則として無報酬とする。

第 5 章 顧問、相談役、評議員、委員、 部会役員及び職員

(顧問、相談役及び評議員)

第 19 条 本会 に顧問、相談役、及び評議員若干名を置くことができる。

2 顧問、相談役、及び評議員は、会長が理事会にはかつてこれを委嘱する。

3 顧問、相談役、及び評議員は、本会 の 業務運営上の重要な事項について、会長 の 諮問に答えまたは意見をのべる。

4 顧問、相談役、及び評議員の任期は役員に準ずる。

5 顧問、相談役、及び評議員は無報酬とする。

(委員会)

第 20 条 第 4 条に規定する本会の業務を分担するため、委員会を設けることができる。

2 委員会は委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長および委員は理事会の推せんにより、会員たる法人の代表者または役員のうちから会長がこれを委嘱する。

(支部・部会)

第 21 条 本会の事業を遂行するため、支部・部会を設け支部会員・部会員を置くことができる。

2 支部及び部会を運営するため理事会の推薦により会員たる法人の代表者または役員のうちから支部長、副支部長並びに部会長、副部会長を選任し、会長がこれを委嘱する。

(職員)

第 22 条 本会の事務を処理するため事務局を設置する。

2 事務局には、職員 3 名以上を置き、必要に応じ嘱託を置くことができる。なお、会長がこれを任免する。

3 職員及び嘱託は原則として有給とする。

(規則の制定)

第 23 条 委員会および部会ならびに事務局の運営に関する規定は、理事会の決議を経て会長が別にこれを定める。

第 6 章 会 議

会議は総会および役員会とし、会長がこれを招集する。

(総会)

第 25 条 総会は定時総会および臨時総会とし、いずれも会員の全員をもって組織する。

(総会の開催および招集)

第 26 条 定時総会は、毎年 1 回事業年度終了後 2 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は会員総数の 5 分の 1 以上もしくは監事が会議の目的たる事項を示して請求したときに開催する。

3 総会は、開催の日から少なくとも 5 日前に、会議の目的たる事項、日時および場所を記載した文書を発して招集する。ただし、会長がやむを得ないと認めるときは便宜の方法をもって、これに代えることができる。

(会員の表決権)

第 27 条 会員は、各 1 個の表決権を有する。

2 会員は、前項の表決権を行使するため、総会に各 1 名の代表を出席させる。

3 会員は、委任状をもって、総会における表決権の行使を他の出席会員に委任することができる。この場合委任した会員は出席したものとみなす。

(総会の議事)

第 28 条 総会は、全会員の過半数が出席しなければ成立しない。

2 総会の議事は、この定款に別段の定めのある場合を除くほか、出席全員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の付議事項)

第 29 条 総会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

(1) 事業報告および事業計画

(2) 決算および収入支出予算

(3) 理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項

(4) その他会長が必要と認めて付議した事項

(役員会)

第 30 条 役員会を分けて、理事会および常任理事会とする。

2 理事会は、理事の全員をもって組織し、常任理事会は、会長、副会長、専務理事および常任理事をもって組織する。

3 監事は、役員会に出席し意見をのべることができる。

(役員会の開催および招集)

第 31 条 役員会は、会長が必要と認めたときにこれを開催する。

2 役員会の招集については、第 26 条第 3 項の規定を準用する。

(役員会の議事)

第 32 条 役員会は、その構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

2 役員会の議事は、出席役員の過半数でこれを決し可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会の付議事項)

第 33 条 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか次の事項を決議する。

- (1) 総会に提出すべき議案
- (2) 定款の変更に関する議案
- (3) 総会において理事会に委任された事項
- (4) その他会務の運営に関して会長が必要と認めた事項

2 常任理事会は、理事会にかわり、常務の執行に関する事項および緊急な事項を決議する。ただし、その決議事項は、次の理事会に報告してその承認を得なければならない。

(会議の議長)

第 34 条 すべての会議の議長は、会長をもってこれにあてる。

第 7 章 資産および会計

(資産の構成)

第 35 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

- (1) 設立当初寄付された別紙財産目録記載の財産
- (2) 会 費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 36 条 本会の資産は、理事会の決議を経て別に定める方法により、会長がこれを管理する。

(資産の区分)

第 37 条 本会の資産は、基本財産および運用財産の 2 種類に区分する。

2 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する財産および将来基本財産に組み入られる資産とする。

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の使用の制限)

第 38 条 基本財産は、これを消費し、または抵当権その他物権のために供してはならない。

2 事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、前項の規定にかかわらず、総会の決議を経て、その一部に限りこれを処分することができる。

(経費)

第 39 条 本会の経費は、運用財産をもってこれに充てる。

(収支予算、収支決算等)

第 40 条 本会の収入支出予算及び決算は、事業計画および事業報告とともに総会の承認を受けなければならない。

2 前項の収入支出決算については、財産目録を付して監事の監査を経なければならない。

(余剰金の処分)

第 41 条 収支決算の結果、年度末において余剰金が生じたときは、総会の承認を経て、その全部もしくは一部を基本財産に組み入れ、又は翌年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 42 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第8章 定款の変更および解散

この定款は総会の決議を経、かつ福岡国税局長の認可を受けなければ、これを変更することができない。

(解 散)

第 44 条 本会は、総会において会員の過半数が出席し、その3分の2以上の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第 45 条 本会が解散した場合の残余財産は、総会の決議を経て、かつ福岡国税局長の許可を得て、本会と類似の目的をもつ他の団体に寄付するものとする。

第9章 雑 則

(細 則)

第 46 条 この定款の施行に必要な細則は、理事会の決議を経て別に定める。

付 則

- 1 この定款は、福岡国税局長の設立許可のあった日から施行する。
- 2 従来、博多法人会に属した会員および同会の権利義務の一切は本会が継承する。
- 3 役員および監事の任期は、設立初年度に限り、創立総会の日から次の定時総会の日までとする。
- 4 本会の設立初年度の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、創立総会の日から昭和53年3月31日までとする。
- 5 本会の設立当初の役員は、別紙のとおりである。
- 6 昭和62年6月24日(福岡国税局長認可の日)一部改正(第13条役員の種類)
- 7 第3条(目的)、第4条(事業)及び第21条(支部・部会)の改正規定は、平成5年6月23日(福岡国税局長認可の日)から施行する。

8 第 16 条（役員任期）第 1 項の規定にかかわらず、平成 4 年度に限り定時総会の日から平成 5 年 5 月の定時総会終了時までとする。